

企画提案に関する留意事項

I 提案書作成に関する留意事項

1 提案内容について

企画提案に関する評価基準の評価項目について、業務委託仕様書に基づき提案すること。

2 提案書の作成について

(1) 様式及び添付資料

企画提案書の記載方法については、2 (2) によること。

(2) 企画提案書の留意事項

企画提案書は、以下の内容について検討したうえで、任意様式により以下の項目について作成されること。なお、当市の移住施策等の現状について、別紙資料1～4を参照すること。

1 実施目的

提案項目	計画（提案）等
(1) コンセプト	ア 地方移住に関するトレンドや本市の移住施策等について調査・研究し、それらを生かした企画とすること。 イ 本市が設定したターゲット及びペルソナに対し考察がされ、ターゲット及びペルソナに情報が届く手法が設定されていること。

2 実施内容

提案項目	計画（提案）等
(1) コンテンツ制作案	ア 本市の認知度や移住へのイメージ向上に結び付くこと。 イ 移住検討者が移住後の生活を想像できる構成として提案すること。 ウ 移住検討者への情報発信機能 ・ターゲットに対し、検討段階に応じて必要とされる情報を簡単に得られるようなサイト構成としていること。

(2) 動画による本市への移住促進の発信	ア 動画による本市のPRについて ・動画によって表現する内容が、ターゲットに対してどのような効果があるのかを分析・考察を含めて提案すること。
(3) チャットボット機能	ア チャットボット機能の追加 ・簡易な使用方法により、移住相談へのハードルを下げることができるものを提案すること。
(4) コンテンツイメージ	ア 完成後のコンテンツイメージ ・具体的な改修後のコンテンツのイメージ及び構成について提案すること。

4 運営体制

提案項目	計画（提案）等
(1) 適切な進行管理	・事業運営体制、責任体制を具体的に記載するとともに、事業責任者の氏名、役職及び経歴を記載すること。 ・作成スケジュールを具体的に示すこと。
(2) 受託実績	・類似事業の履行実績などから、各業務の運営を円滑に行うことが見込まれる場合は記載すること。

5 独自提案

提案項目	計画（提案）等
(1) 提案者による独自の企画	・本市のターゲットに対し、独自の企画や手法がある場合は、それを記載すること。

6 保守・管理

提案項目	計画（提案）等
(1) 保守・管理	・年間の保守・管理料について見積書を記載すること。

7 企画提案書の様式

- ア 事業者を特定できるような表現（事業者名や社章等）は記載しないこと。
- イ 本文（図表や注釈等の除く）のフォントは原則12ポイント以上とする。
- ウ A4判横カラー、横書き、左上綴じとする。
- エ 全体で30ページ以内とする。
- オ ページ番号を記載すること。
- カ 表紙を作成すること。

キ 表紙には、表題として「令和3年度「新潟市移住定住情報サイト「HAPPYターン」改修事業」企画提案書と記載すること。

ク 目次を記載すること

ケ 企画提案書（任意様式）は全部で5部作成すること。

うち1部は企画提案書（任意様式）の事業者名を記載した上で提出、正本とすること。残りは、事業者名を記載せずに副本とすること。

3 提出方法について

(1) 提案書の提出部数

次のとおり調製し、提出すること。

ア 散逸がないように綴じた製本・・・・・・・・1部

- ・企画提案書募集要領の5の（1）の②の提出書類に記載した順で調製すること。
- ・背表紙には表題として「令和3年度「新潟市移住定住情報サイト「HAPPYターン」改修事業」実施運營業務委託企画提案書と記載すること。

イ バインダー等により加除可能な形式で綴じた副本・・・・・・・・4部

- ・副本は、企画提案書（様式3）及び委託料積算書（様式4）のみ綴じ、企画提案書中の事業者名を記載しないこと。
- ・バインダー等には会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。
- ・背表紙には表題として「令和3年度 新潟市移住定住情報サイト「HAPPYターン」改修事業」実施運營業務委託企画提案書」と記載すること。
- ・背表紙には1から5までの通し番号をふること。

(2) 提案書の提出に係る留意事項

①募集要領の承諾

応募事業者は、提出書類の提出をもって、企画提案書募集要領の記載内容に承諾したものとみなす。

②応募事業者の失格

応募した事業者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

ア 募集要領に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

③差別用語等の使用禁止

差別用語や誹謗中傷表現の使用を禁じる。

④応募書類の返却

応募書類は、原則、返却しない。

⑤関係機関への照会

提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合あり。

⑥費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する事業者の負担とする。

⑦応募書類の取り扱い

市が提示する募集要領等の著作権は市に帰属し、事業者が提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。なお、本募集事業において、選定結果等を公表する場合、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、提出された書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書とする。